

(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査

52百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)は、平成15年に改正されたが、その施行5年後の見直し時期を迎える平成21年に改正法案を提出することを念頭に、中央環境審議会等において審議が行われてきた。同審議においては、「持続可能な開発に関する世界サミット」で合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を使用・製造する」との目標(WSSD2020年目標)を踏まえ、2020年までにすべての化学物質の人や環境にもたらす影響を一通り評価し、必要な物質についてはリスク管理措置を導入することを目指した制度の見直しの方針が示されている。

このため、本事業では、上市(市場への投入)後化学物質を対象としたスクリーニング(簡易な手法を用いた優先順位付け)を行い、優先順位の高い物質から効率的に情報収集・リスク評価を行うスキームを開発する。

スクリーニング手法の検討に当たっては、化学物質の有害性情報と製造・輸入数量、用途等のばく露情報が必要となるが、生態毒性については、既に得られている試験データのほか、現在改良を進めている生態毒性QSAR(定量的構造活性相関)モデルを用いた簡易推計手法を活用することとなる。また、推計が困難な物質については、簡易な試験法(例:魚類胚を用いた試験管レベルの試験)の活用についても検討する。

2. 事業計画

平成21年度～平成22年度

3. 施策の効果

上市後化学物質のスクリーニング手法を確立することにより、WSSD2020年目標の達成に向けて、効率的にリスク評価・管理措置が必要な物質を特定することができる。

